

# 姫路市耐震改修促進計画（改定版）の概要

## 計画の概要と耐震化の目標について

### 1. 耐震改修促進計画の概要

#### ■計画改定の背景

- ・「耐震改修促進法」及び「国の基本方針」が改正（平成 25 年）多数の者が利用する建築物等の耐震診断を義務化
- ・平成 32 年における耐震化率の目標を 95%に設定
- ・「兵庫県耐震改修促進計画」が改定（平成 28 年 3 月）平成 37 年における耐震化率の目標を 97%に設定



「姫路市耐震改修促進計画(平成 20 年)」を改定する

#### ■計画の位置付け

- ・国の基本方針や県の計画を勘案し、本市の総合計画、地域防災計画、住宅計画等の関連計画との整合を図る。

#### ■計画の対象・期間

##### □対象地震

- ・被害規模が大きいとされている「山崎断層帯地震」
- ・発生確率が高いとされている「南海トラフ地震」

##### □対象建築物

- ・姫路市に現存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅・建築物で、耐震性が確保されていないもの

##### □計画期間

- ・平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間

### 2. 建築物の耐震化の現状と目標

	現状の耐震化率	平成 37 年度における目標値
住 宅	79.5%	95.0%
多数の者が利用する民間建築物	87.6%	97.0%
多数の者が利用する市有建築物	90.5%	97.0%

## 耐震化の促進に向けた施策の推進について

### 3. 耐震化を促進するための支援策

#### ■民間建築物の耐震化の促進

- ・現在の補助制度を維持しつつ、耐震化のきっかけとなる支援策の拡充等を図り、着実に耐震化を促進する。

##### □住宅の耐震診断の促進

- ・今後の耐震化の進捗状況を検証しながら、所有者が費用の一部を負担している「簡易耐震診断」の無料化を検討する。

##### □市が主体となった補助制度の展開

- ・県の補助制度の事業主体が市へ移行することを踏まえ、県による「市町支援プログラム」を活用して、本市が主体となる補助制度の仕組みを構築し、手続きの簡略化を図る。

#### ■市有建築物の耐震化の推進

- ・「公共施設のマネジメントに関する基本方針」を踏まえ、早期に全ての建築物の耐震性が確保されるよう、所管課を中心に耐震診断・改修の実施時期を定め、総合的・計画的に耐震化に取り組む。

### 4. 耐震化を促進するための普及・啓発

#### ■相談体制の充実

- ・窓口での対応をより迅速かつ確に実施できるよう努める。
- ・相談会の開催回数や場所・時間等を工夫し、相談者の増加を図る。

#### ■情報提供の充実

- ・耐震化の進め方や耐震関連補助制度の情報提供を充実するため、広報への掲載回数や自治会での回覧回数を拡充する。
- ・県が実施する「事業者支援プログラム」を活用して、耐震改修事業者の工事実績や事例等について情報提供を行う。

#### ■普及・啓発の充実

- ・自治会や学校等の地域及び工務店や設計事務所等の民間事業者と連携して、耐震化の普及・啓発に取り組む。
- ・県が普及・啓発活動の目標に掲げている「草の根啓発活動」について、本市における実施方法や実施計画を検討する。
- ・県が構築する「事業者啓発活動プログラム」を活用して、耐震診断実施後の所有者のフォローアップを行う。

### 5. 総合的な地震対策の促進

#### ■建築物の総合的な安全対策の促進

- ・命を守るための対策、家具等の転倒防止策、天井等の非構造部材の落下防止策、エレベーターの安全対策、外壁・屋外広告物等の落下防止策、ブロック塀等の倒壊防止策が行われるよう、所有者等への周知・徹底を図るとともに、情報の提供を積極的に行う。

#### ■要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進

- ・法に基づき耐震性の確保が急がれる大規模建築物は、早期に耐震改修に取り組むよう所有者等へ積極的に働きかけを行う。

#### ■地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化の促進

- ・兵庫県地域防災計画の緊急輸送道路を、地震時の通行を確保するため沿道建築物の耐震化促進を図る必要がある道路に位置付ける。
- ・耐震化が必要な沿道建築物の所有者等に対して、本市の支援策等を活用して耐震化に取り組むよう積極的に働きかけを行う。

### 6. その他耐震化の促進に関し必要な事項

#### ■耐震化の実施状況の把握

- ・住宅・建築物の耐震化状況及び目標達成状況の把握に努める。
- ・多数の者が利用する民間建築物の台帳の更新・充実に努める。
- ・平成 32 年度末までに施策の実施状況や実施効果を検証する。

#### ■耐震化の目標・施策の見直し

- ・法制度の改正や関連計画・制度の策定・改定状況、社会・経済情勢や市民ニーズの変化を把握し、必要に応じて耐震化の目標や施策の見直しを行う。